

事業主以外の方が各種助成金の申請を行う場合には、窓口において以下の確認を行います。
(提出代行の社会保険労務士の方を除く)

各種助成金関係の申請の際に、**従業員の方は社員証等身分を証明できるもの(下記参照)** その他の代理人の方は**委任状の提出及び社員証等身分を証明できるもの**の提示をお願いします。

提示がない場合、提出をお断りする場合があります。

身分証明書類として認められるもの

- ・ 社員証（名刺含む） ・ 各種健康保険証 ・ 雇用保険被保険者証 ・ 運転免許証など
- ・ 上記確認は申請の都度必要となります。

ご注意ください！

■ 社会保険労務士、弁護士以外の提出代行者・事務代理人の方へ

報酬を得て手続きを行うことは、法違反になる場合があります。
(社労士法第27条)